

令和9年度 蒲郡市児童クラブ入所申込案内(一斉申込用)

1. 調査書配布と入所申込受付

現在利用されている方も、毎年度申込が必要です。

- 調査書(就労証明書等)の配布
9月1日(火)より子育て支援課(市役所2階)で配布開始
- 調査書(就労証明書等)が必要な方
父・母・同居や同一敷地内に居住の祖父母(65歳以上は不要)
- 入所申込方法・日時

① 入所申込 ※原則オンラインによる申し込みとなります		
申込受付期間	添付書類	申込フォーム(QR コードまたは URL)
令和8年10月1日(木)～ 令和8年10月15日(木) 厳守	調査書(就労証明書等)	 【JM09-】から始まる受付番号が発番されますので、控えておいてください。 https://logoform.jp/f/CRxQS

児童クラブを利用した事がある児童について、面接はありません。上記手続きで申込完了です。

↓↓↓初めて児童クラブを利用する児童とその保護者は②へ↓↓↓

② 面接予約(児童及び保護者)		
予約受付期間	面接会場	予約フォーム(QR コードまたは URL)
令和8年10月1日(木)～ 令和8年10月15日(木) 厳守	蒲郡市民体育センター 大会議室	 【MY09-】から始まる受付番号が発番されますので、控えておいてください。 https://logoform.jp/f/nitFk
※予約制です。申込の際に面接日時(10月20日～22日の15時～18時30分)を選択いただきます。 ※日時選択は先着順です。 ※面接会場への来場が困難な場合は、必ず連絡をしてください。		

【その他申込にあたっての注意事項等】

- ・ 入所希望児童クラブは、令和9年4月から就学予定の小学校区の児童クラブとなります。
- ・ 書類に不備があった場合は連絡させていただきます。お伝えする提出期限までに必ず対応いただきますようお願いいたします。期限を過ぎても不備がある場合、入所却下通知書を送付します。特に調査書に関し記入漏れ等が多いため、十分に確認をした上でお申し込みください。
- ・ 一斉申込期間後の随時申込開始日は、令和8年11月2日(月)を予定しています。
※上記受付期間内に申込完了(初めてのの方は面接含む)をされた方が優先されます。
※定員超過の場合は低学年優先のうえ、点数表に基づき、保育の困難性の高い順に決定します。
- ・ 入所可否については、令和9年1月末頃に通知書を発送予定です。
- ・ 2月中旬から下旬に、児童クラブの利用が初めての方を対象とした入所説明会を予定しています。
- ・ 入所希望児童クラブが定員超過の場合、入所却下通知書を送付します。通知書に待機希望調査を同封します。調査フォームから待機希望有・無の回答をお願いします。また、他学区の児童クラブに空きがある場合、「長期休業」のみ入所する事が可能です。待機希望有の回答をいただいた方へ、他学区への入所希望の有無について、別途ご案内させていただく予定です。
- ・ 受付期間終了後に入所期間等を変更したい場合は、早めに子育て支援課へお申し出ください。ただし、転校等による利用児童クラブの変更は、転校先の児童クラブが定員を満たしている場合、お待ちいただく事となりますので、予めご了承ください。

2. 児童クラブ入所基準

1. の調査書(就労証明書等)が必要な方全員が以下のいずれかに該当する場合

区分			入所基準	証明	
1	労働	保護者が労働することを常態としている場合	1か月の就労日数15日以上 かつ 1日の就労時間4時間以上 ※農業世帯については、上記の就労で 耕作面積が概ね30a以上であること (通年):通年にわたり児童の授業終了後も 就労を常態としており、児童の保育に当たる 者がいない場合 ※就業終了時刻が午後3時以降であること	事業主による 就労証明書	
2	出産等	妊娠中または 出産後間がない場合	母親が産前2か月(多胎の場合は4か月) または産後3か月の期間にある場合	親子手帳の コピー※	☆
3	病気・ 負傷等	保護者本人に病気、ケガ、 または心身に障害がある 場合	保護者が児童の保育に当たることができな い程度以上の疾病または心身に障害がある 場合	医師の診断書 または 障害者手帳のコピー	☆
4	病人 看護等	長期にわたり疾病の状態 にある、または精神もしく は身体に障害を有する同 居の親族を常時介護して いる場合	昼間において、 1か月の看護日数15日以上 1日の看護時間4時間以上 (通年):通年にわたり児童の授業終了後も 常時その看護に従事し、児童の保育に当た る者がいない場合	医師の診断書	☆
5	家庭内 の災害	火災、風水害、震災その他 災害の復旧にあたる場合	火災、風水害、震災その他災害の復旧にあ たる場合	要相談	

※産前は「表紙など母の氏名が記載されている部分」のページ、産後は「出生届出済証明」のページ

- ・ 区分2・3・4の方は、証明と併せて「就労外要件申立書」を添付書類として提出してください。
- ・ 求職中の方は「求職活動申立書」を添付書類として提出してください。
- ・ 同居の祖父母は、別棟であっても同一敷地内に居住している場合も含みます。
- ・ 就労証明書を保育園の手続きで使用される方は、コピー(就労実績は直近3か月のもの)でも可とします。※保育園と入所要件は異なります
- ・ 各種書類はご自宅で保管をしてください。
- ・ 調査書の内容に変更が生じた場合(雇用期間の更新等を含む)、その都度提出してください。
※提出フォームの QR コードは最終頁へ

3. 児童クラブを利用する際の注意事項

- ・ 放課後児童クラブは、保護者が仕事を休む日や勤務先の休日は利用できません。保護者の勤務時間に応じた利用をお願いします。家事等の時間は利用時間に含めないでください。
- ・ 原則、当日の出欠席の変更はできません。児童の体調不良等でやむを得ず変更する場合は、児童クラブへ必ず連絡してください。
- ・ 利用手数料に滞納がある場合は、入所決定できません。また、入所中において滞納が続く場合、督促状・催告書を送付します。それでも滞納が続く場合は年度途中でも退所となります。
- ・ 上記のほか、利用上の決まりが守られない場合は退所していただく場合があります。
- ・ 入所承認通知書に記載の「入所期間」後は自動的に退所となります。自動退所後に、再度児童クラブを利用したい場合は、改めて申込手続きが必要となりますので予めご了承ください。

4. 児童クラブとは

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後から夕方まで、適切な遊びと生活の場を与えて安全に保護し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業

- 対象児童

昼間、就労等により保護者（父母、同居または同一敷地内居住の65歳未満の祖父母）のいない家庭の小学1～6年生。ただし、就労日数等に一定の要件があります（2ページ参照）。

※集団行動が可能なのが必要。面接や入所後の様子によりお断りする場合があります。

- 開所時間

月～金…授業終了後～午後7時（最大）

土曜日、夏休み等の長期休業、学校代休日等…午前7時30分～午後7時（最大）

※日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は閉所します。

※保護者の就労状況（利用時間）により開所・閉所時間は変動します。

- 活動内容

自由な遊び活動、自主学習、集団活動、基本的な生活習慣の支援を行います。

※学校や塾とは異なるため学習の指導等はいりません。宿題の確認はご家庭でお願いします。

※おやつ時間もありますが、おやつは各ご家庭で用意をお願いします。

※学校休業日等の給食のない日の利用は、利用時間に応じて弁当等を持参させてください。

5. 利用形態・利用手数料等 ※以下3つの入所区分から選択してください。年度途中の変更一部不可

「通 年」：通年にわたり児童の学校終了後に保護者が就労等を常態としていること

「長期休業」：該当期間中児童を預けている時間に保護者が就労等を常態としていること

「長期休業以外」：通年にわたり児童の学校終了後に保護者が就労等を常態としていること

通年 (A+B)	通常月		8月のみ			
	4,000 円		7,000 円			
長期休業 (A) ※複数選択可	①春休み (4月)	②夏休み (7月)	③夏休み (8月)	④冬休み (12月)	⑤冬休み (1月)	⑥春休み (3月)
	2,000 円	2,000 円	7,000 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円
長期休業以外 (B) ※複数選択可	①春休みと夏休みの間 (4月～7月)		②夏休みと冬休みの間 (9月～12月)		③冬休みと春休みの間 (1月～3月)	
	4,000 円/月 ※4月のみ 2,000 円		4,000 円/月		4,000 円/月	

※「通年」→「長期休業」or「長期休業以外」への変更のみ可能です。

それ以外の入所区分変更はできかねますので、再度申込からとなります。

【その他】

- ・ 入所しやすい入所区分はありません。
- ・ 利用手数料は変更となる場合があります。
- ・ 日割り計算はありません。
- ・ 利用手数料は、申請により免除となる場合があります。※毎年度申請が必要
対象となる主な世帯は、生活保護受給世帯や市民税非課税世帯等です。
- ・ 令和9年度の傷害保険については、子育て支援課でとりまとめを行う予定です。
※詳細は入所承認通知書に案内を同封します。

6. 令和9年度児童クラブ一覧(予定)

令和8年9月1日現在

児童クラブ名	対象学区	対象学年	電 話	住 所	※
おおつか児童館児童クラブ	大塚小	対象学年は申込数により決定します。	59-6671	大塚町上中島 41	
大塚小児童クラブ			59-6663	大塚町大門 42-5	
三谷東小児童クラブ	三谷東小		68-1006	三谷町南山 1-7	★
みや児童館児童クラブ	三谷小		67-0077	三谷北通二丁目 259-1	
蒲郡東部小児童クラブ	蒲郡東部小		68-8222	豊岡町池田 3	★
東部公民館児童クラブ			070-3324-3066	豊岡町殿門 24	
竹島小児童クラブ	竹島小		69-7228	府相町三丁目 40	★
がまごおり児童館児童クラブ	蒲郡南部小		67-8515	神明町 22-28	
蒲郡南部小児童クラブ			67-8170	神明町 22-3	★
ちゅうぶ児童館児童クラブ	たちばな小		68-0066	水竹町木船 25-2	
たちばな小児童クラブ			68-3677	清田町間堰 52	★
中央小児童クラブ	中央小		67-0200	緑町 3-49	★
しおつ児童館児童クラブ	塩津小		68-8515	竹谷町今御堂 36-1	★
塩津小児童クラブ			68-1101	竹谷町今御堂 31-1	
形原北小児童クラブ	形原北小		57-5500	金平町屋敷田 1-1	★
形原小児童クラブ	形原小		57-3345	形原町御嶽 34-2	★
西浦学園児童クラブ	西浦学園		57-5300	西浦町宮地 2	

※★がついている児童クラブについては、申込状況に応じて2または3クラブ分開設します。
 ※各児童クラブの定員は原則40人です（一部の児童クラブは定員が異なります）

<合同開所について> ※塩津小学校の施設移転に伴い、予定変更となる場合は、お知らせします。

土曜日や利用人数が少ない日については、児童館クラブで合同開所する事があります。
 利用される児童クラブ毎の合同開所先（予定）は以下のとおりです。

児童クラブ名	開所場所
おおつか児童館児童クラブ・大塚小児童クラブ・三谷東小児童クラブ	おおつか児童館
みや児童館児童クラブ・蒲郡東部小児童クラブ・東部公民館児童クラブ	みや児童館
竹島小児童クラブ・がまごおり児童館児童クラブ・蒲郡南部小児童クラブ	がまごおり児童館
ちゅうぶ児童館児童クラブ・たちばな小児童クラブ	ちゅうぶ児童館
中央小児童クラブ・しおつ児童館児童クラブ・塩津小児童クラブ	しおつ児童館
形原北小児童クラブ・形原小児童クラブ・西浦学園児童クラブ	にしうら児童館

蒲郡市児童クラブ
入所申込に関する HP



蒲郡市児童クラブ
調査書提出フォーム



問合せ先
蒲郡市子育て支援課
Tel: (0533)-66-1108